

犬山市議会第17号議案

犬山市立保育園条例及び犬山市立認定こども園条例の一部改正等について

犬山市立保育園条例及び犬山市立認定こども園条例の一部を改正する等の条例を別紙のように定めるものとする。

令和8年2月25日提出

犬山市長 原 欣 伸

(説明)

この案を提出するのは、犬山市立丸山子ども未来園及び犬山市立犬山幼稚園を統合し、認定こども園として犬山市立丸山子ども未来園を設置するため必要があるからである。

犬山市立保育園条例及び犬山市立認定こども園条例の一部を改正する等の条例

(犬山市立保育園条例の一部改正)

第1条 犬山市立保育園条例(平成27年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表中

「

犬山市立楽田西子ども未来園	犬山市字二タ田16番地
犬山市立丸山子ども未来園	犬山市大字犬山字辰ケ池45番地2

」

を

「

犬山市立楽田西子ども未来園	犬山市字二タ田16番地
---------------	-------------

」

に改める。

(犬山市立認定こども園条例の一部改正)

第2条 犬山市立認定こども園条例(平成27年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第3条の表に次のように加える。

犬山市立丸山子ども未来園	犬山市大字犬山字辰ケ池45番地2
--------------	------------------

(犬山市立幼稚園条例の廃止)

第3条 犬山市立幼稚園条例(平成27年条例第2号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和11年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に犬山市立犬山幼稚園又は犬山市立丸山子ども未来園に在籍しており、施行日において犬山市立認定こども園条例第7条各号のいずれかに該当する者は、施行日において犬山市立丸山子ども未来園に入園したものとみなす。ただし、犬山市立丸山子ども未来園への入園を希望しない者については、この限りでない。

(犬山市附属機関設置条例の一部改正)

- 3 犬山市附属機関設置条例（平成28年条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表第2 犬山市特別支援教育連絡協議会の項中「犬山市立幼稚園条例（平成27年条例第2号）第2条の規定により設置する犬山市立幼稚園及び市立小中学校」を「市立小中学校」に改める。

(準備行為)

- 4 第1項の規定にかかわらず、施行日前においても犬山市立丸山子ども未来園に係る入園の手続その他の行為を行うことができる。

○犬山市立保育園条例の一部改正のための新旧対照表（第1条関係）

新（改正後）		旧（改正前）	
(名称及び位置) 第3条 略		(名称及び位置) 第3条 略	
名称	位置	名称	位置
＼ 略 ／	＼ 略 ／	＼ 略 ／	＼ 略 ／
<u>犬山市立楽田西子ども未来園</u>	<u>犬山市字二夕田16番地</u>	<u>犬山市立楽田西子ども未来園</u>	<u>犬山市字二夕田16番地</u>
		<u>犬山市立丸山子ども未来園</u>	<u>犬山市大字犬山字辰ケ池45番地2</u>
＼ 略 ／	＼ 略 ／	＼ 略 ／	＼ 略 ／
2 略		2 略	

○犬山市立認定こども園条例の一部改正のための新旧対照表（第2条関係）

新（改正後）		旧（改正前）	
(名称及び位置) 第3条 略		(名称及び位置) 第3条 略	
名称	位置	名称	位置
＼ 略 ／	＼ 略 ／	＼ 略 ／	＼ 略 ／
<u>犬山市立丸山子ども未来園</u>	<u>犬山市大字犬山字辰ケ池45番地2</u>		